

A I E 国際高等学校 学校いじめ防止基本方針（令和 8 年度改定）

2015 年 9 月 30 日 策定

2022 年 4 月 1 日 改定

2026 年 4 月 1 日 改定

【基本理念】

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える決して許されない人権侵害である。本校は、すべての教職員が「いじめはどの生徒にも起こりうる」という共通認識のもと、生徒一人ひとりの尊厳を守り、安心して学べる学校環境を構築する。

第 1 条（目的と基本方針の策定）

本校は、いじめが生徒の尊厳を傷つけ、教育を受ける権利を侵害する決して許されない行為であるとの認識のもと、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。本方針は学校公式ホームページ等を通じて公表する。

第 2 条（いじめの定義）

本方針において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第 2 条第 1 項）。

第 3 条（学校いじめ対策組織）

本校におけるいじめの防止、早期発見及び対処を実効的かつ組織的に行うため、法第 22 条に基づき、常設組織として「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、管理職、教務担当教員、生徒指導担当教員、養護教諭、学生寮担当教職員等をもって構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家等の協力を求める。
3. 委員会は、いじめに関する情報の集約、事実関係の確認、対応方針の決定等を担う。

第 4 条（未然防止及び早期発見）

本校は、教育活動全体を通じて他者を尊重する態度を育むとともに、情報モラル教育等の未然防止に取り組む。

2. いじめを早期に発見するため、法第 16 条第 1 項に基づき、生徒に対する定期的な調査や面談その他の必要な措置を講じる。

第 5 条（いじめ発見時の組織的対応）

教職員は、生徒からいじめの相談を受け、又は兆候を察知したときは、一人で抱え込まず、速やかに委員会へ報告する。

2. 委員会は速やかに事実関係を確認し、被害生徒の安全確保と心のケアを最優先に行うとともに、加害生徒に対して適切な指導及び立ち直り支援を行う。

3. 事実関係及び対応方針については速やかに保護者に連絡し、学校設置会社（株式会社）の代表取締役役に報告する。また、生徒の生命・身体 of 安全確保のため必要があるときは、警察等の関係機関と連携する。

第 6 条（重大事態への対処及び報告）

学校は、以下のいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、法第 28 条第 1 項に基づく「重大事態」として対処する。生徒又は保護者から重大事態の申立てがあったときも同様とする。

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第 1 号重大事態）。

(2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第 2 号重大事態）。

2. 重大事態が発生した（又はその疑いがある）と判断したときは、校長は直ちに学校設置会社（株式会社）の代表取締役役に報告し、法第 32 条第 1 項に基づき代表取締役役を通じて認定地方公共団体の長（淡路市長）へ速やかに報告する。

3. 客観的かつ公平な事実関係の解明及び原因究明のため、第三者等の専門家を参画させた調査組織を設置して調査を行い、その状況及び結果について被害生徒及び保護者へ適切に説明するとともに、認定地方公共団体の長へ報告する。

附則

本方針は、2015 年 9 月 30 日より施行する。

2022 年 4 月 1 日 一部改定。

2026 年 4 月 1 日 改定。